

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置，運営に関する要綱の規定により，次のとおり会議記録を公表します。

会議名	平成24年度第1回 高松市都市計画審議会
開催日時	平成24年7月20日（金） 午前10時～午前11時30分
開催場所	高松市役所 11階 114会議室
議 題	議案第1号 高松広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更（香川県決定） 議案第2号 高松広域都市計画道路3・4・159高松駅南線の変更（高松市決定） 議案第3号 建築基準法第22条指定区域の指定（特定行政庁）
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	－
出席委員	矢野会長，柴田委員，土井委員，橋田委員，三笠委員，大浦委員，菰渕委員，大橋委員，山田委員，石橋委員（代理：山地事業対策官），松岡委員，小野委員，宮崎委員，香川委員（代理：橋本交通官）
欠席委員	2人
オブザーバー	－
傍聴者	0人（定員 10人）
担当課および連絡先	都市整備局 都市計画課 Tel 087-839-2455, Fax 087-839-2452

会議経過および会議結果

会議を開会し，次の議題について協議し，下記の結果となった。

次のとおり，会議を開催した。

（1）議案の審議について

次の議題について審議し，下記の結果となった。

議案第1号 高松広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更（香川県決定）

議案第2号 高松広域都市計画道路3・4・159高松駅南線の変更（高松市決定）

議案第3号 建築基準法第22条指定区域の指定（特定行政庁）

会議の経過内容

・議案第1号について

事務局より議案第1号について説明。

【主な質疑・意見等】

（三笠委員）

マスタープランの見直しのポイントについて，「今後も区域区分は実施しないこととしている」とあるが，市街化・市街化調整の区分について，人口の見通し等を踏まえて今後も実施しないということによろしいか。その意味合いについて，もう少し具体的に説明していただきたい。

会議経過および会議結果

(事務局)

平成16年に線引き廃止を実施し、区域区分を廃止したことで、都市計画区域外へ人口が流れていたのが、区域内へと集積されているということで、一定の効果はあるだろうと。ただ、集約型都市構造を進めていく上で、集約拠点への人口集積というまでには至っていないことから、線引き制度の復活については考えていないが、引き続き、特定用途制限や地区計画精度の導入等、地域の実情に応じた土地利用コントロールの導入により、良好な市街地の形勢に努めて行きたいと考えている。

(三笠委員)

32年度までの20年間の中での見直しが今回であるということであり、それはいいと思うが、中間目標年までの10年間の中でも社会情勢がこれだけ変わっており、全般的な見直しの中で急を要する問題も出てきていると思う。

市も、県と連携を取りながら、すぐ対応をしていくという表れがこの審議会だと思うが、問題点があるから見直しを行うのであり、机上の見直しで終わるのではなく、対処方針も見直しの中で進めていくことも、審議会の目的ではないかと思うので、そういうところを強く要望したい。

(事務局)

マスタープランが見直された場合は、それにそって進めて行きたいと考える。

(大橋委員)

香川県は全国で一番狭い県と言いながら、近年では瀬戸内国際芸術祭等、海を生かしたまちづくりをしていこうとしている。その中で、郷東町に木材団地があるが、現在では木材屋の多くが廃業している状態だが、用途地域が工業専用地域のため住宅が建たない。海を生かしたまちづくりという観点から言うと、木材団地がそのままでは困る。廃業した大きな敷地が、宙に浮いてしまっている。そのあたりは、どのようにまちづくりをしていくと考えているのか。

(三笠委員)

県からの意見照会について、市の審議会で審議をしてもらおうというものだと思うが、本来であれば県からの説明があってしかるべきなのではないか。

(事務局)

大橋委員からの質問について、高松市では昭和48年に用途地域を定めており、海岸部については工業系の用途を設定している。工業系の土地利用が時代やニーズに合わなくなってきており、規制だけが残っているという状態で、場所によっては土地が有効に活用されていないという問題があることは承知している。その中で、用途地域の緩和についても必要に応じて検討していかなければと考えるが、地区計画等を組み合わせながら、地域にとってどのやり方が望ましいか、適切に対応して行きたいと考えている。

三笠委員からのお話について、県からの意見照会だが、市も策定委員会に参加し意見を述べさせていただいており、内容については把握している。今回の審議会では、その案について市の審議会で意見を聞き、意見があればその意見を付して9月上旬に県の審議会で議論していただく。

会議経過および会議結果

(菟淵委員)

琴電の高架事業について、県はもう事業は終わったと言っているが、まだ終わっていないので、市の審議会で出た意見をそのまま県へ通すくらいの確信を持って進めていただきたい。

また、コンパクト・エコシティの構想は素晴らしいと思うが、公共交通があまり利用されていないことが指摘されている。使いやすく乗りやすい公共交通網の整備を進めていかなくは、自動車が便利なのでこちらに流れるので、こちらも強力に進めていただきたい。

(事務局)

琴電の高架事業については都市計画決定権者および事業主体が県であるので、市は、県が適切な対応を取るよう働きかけると共に、連携が必要な部分については、連携を図っていききたい。

公共交通の利用については、平成22年に策定した高松市総合都市交通計画に基づき、ソフトとハードの両面から施策を推進していききたい。

(菟淵委員)

JR や琴電にこういう場に参加してもらい、事業主体がやる気になるような気持ちになってもらわないと、呼びかけだけでも進まない。その点を特に言うておく。

(三笠委員)

マスタープランで、「高松市・三木町・綾川町」となっているが、これはどういう意味合いなのか。

(事務局)

高松市、三木町および綾川町でひとつの都市計画区域、一体的な土地利用を図る必要があるという区域として、県の方で1市2町で高松広域都市計画区域としている。その都市計画区域ごとに整備や保全する内容を定めていく。

(三笠委員)

県は県として「高松市・三木町・綾川町」を高松広域都市計画区域と設定しているのであれば、高松もそれに則った形でマスタープランを作成しなければいけないのではないのか。

(事務局)

県のマスタープランに即して、各市町が独自にマスタープランを定める。内容については整合を図る必要がある。

(三笠委員)

県は三木町や綾川町を含めてマスタープランを作成しているということだが、三木町や綾川町が県のマスタープランに沿って都市計画を行っているようには見えない。このことについては、県に聞けばいいのか。県も市の審議会に参加し、説明責任を果たして貰わないといけいない。

(事務局)

市の審議会で話している内容については、県の担当部局に申し伝え、県の都市計画審議会の中で、「高松市の都市計画審議会で、このような意見が出た」と審議していただく。

(会長)

三木町や綾川町にも、この話は行っているのか。

(事務局)

県の審議会の前に意見を上げる事になっている。

(会長)

2町が高松市と違った意見を出した場合はどうなるのか。

(事務局)

双方で齟齬があるような意見が出た場合は、事前に調整し上げていくようになると思う。

会議経過および会議結果

(土井委員)

各市町のマスタープランとの整合性と、今動いているまちづくりの構想が、県のマスタープランに反映されているのかという問題があると感じている。

ひとつには、高松市は海を生かしたまちづくりを謳っているが、都市づくりの目標に書かれているのは内陸の話ばかりである。また、綾川町はイオンの近くに新しく駅を作り、鉄道を核としたまちづくりを行うと同時に、綾川町までは琴平線の運行を15分単位にするという公共交通の利便性を考えた構想があるが、残念なことにマスタープランの作成はこれからであり、事業が先でマスタープランが後となり、そのあとに県の区域マスタープランが決められるという順になっている。これでは、なんの為に区域マスタープランを決めるのか。もう少し、地域のビジョンを先取りしたものを落とし込んでいただきたい。

高松市、三木町、綾川町の一体的なまちづくりを考えたときに、方向性が見えなくなってしまうている。各市町との一体性があって欲しい。

(事務局)

皆さんに御審議いただいた意見については、県に十分伝える。

(三笠委員)

県からの意見照会というのであれば、この場ですす前に、市は今出た意見を中心に考え、それを市の考え方として反映させたものを出しての方が分かりやすい。そうでなければ、本来のマスタープランの意味が薄れるのではないか。照会があったからといって、意見は意見として伝えるだけでは足りない部分もあると思う。その辺りを考えて、県の方へ意見を出していただきたい。

(会長)

今、仰られた問題は、自治体がそれぞれの発展を目指し個性を発揮するのを、県がどのようにコントロールし、調整していくのかという事だと思うので、区域マスタープランについて、各市町の意見を聴取するのであれば、異なる意見が出た場合はどのように調整するのか、慎重に取り扱うようにしていただきたい。

(結果) 原案のとおり決定

・ **議案第2号**について

事務局より議案第2号について説明。

【主な質疑・意見等】

委員より意見等なし。

(結果) 原案のとおり決定

・ **議案第3号**について

事務局より議案第3号について説明。

【主な質疑・意見等】

委員より意見等なし。

(結果) 原案のとおり決定